

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2026年9月1日現在	
～2026年8月31日	2026年9月1日～

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号） 実施 平成14年10月18日 料金表 通則 （略） 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） 第1 利用料 1 （略） 2 料金額 2-1～2-4 （略） 2-5 付加機能利用料 2-5-1 カテゴリーX又はカテゴリーFに係るもの 2-5-1-1 （略） 2-5-1-2 2-5-1-1以外のもの 簡易メール（SMS）機能		▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号） 実施 平成14年10月18日 料金表 通則 （略） 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。） 第1 利用料 1 （略） 2 料金額 2-1～2-4 （略） 2-5 付加機能利用料 2-5-1 カテゴリーX又はカテゴリーFに係るもの 2-5-1-1 （略） 2-5-1-2 2-5-1-1以外のもの 簡易メール（SMS）機能	
区 分 制御信号を利用して、文字、数字又は記号等（以下この欄において「メッセージ」といいます。）の伝送（当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。）を行うもの	下記以外のもの	1の送信ごとに	3円 (3.3円)
	モバイルアクセスサービス区域内から外国の電気通信事業者の提供する電気通信サービスの提供区域に送信するもの	1の送信ごとに	50円
	国際ローミング事業者の提供する電気通信サービスの提供区域から送信するもの	1の送信ごとに	100円

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2026年9月1日現在	
～2026年8月31日	2026年 9 月 1 日～
備考 1 1～17 (略) <u>(注)</u> (略)	備考 1～17 (略) <u>18 当社は、付加機能利用料（簡易メール（SMS）機能の区分がモバイルアクセスサービス区域内から外国の電気通信事業者の提供する電気通信サービスの提供区域に送信するものとなるものに限ります。）の1の料金月における累計額（以下この欄において「月間利用額」といいます。）について当社が別に定める利用限度額（以下この欄において「利用限度額」といいます。）を設定し、当社は、月間利用額が利用限度額を超えたことを確認したときから、その料金月の末日までの間、この機能の提供を停止します。</u> <u>(注1) (略)</u> <u>(注2) 本欄18の当社が別に定める利用限度額については、重要事項説明書等において定めるものとします。</u>
	<u>附 則（令和8年8月26日 C N S 1 第000400018495-01号）</u> <u>この改正規定は、令和8年9月1日から実施します。</u>